

「特別警報」とは

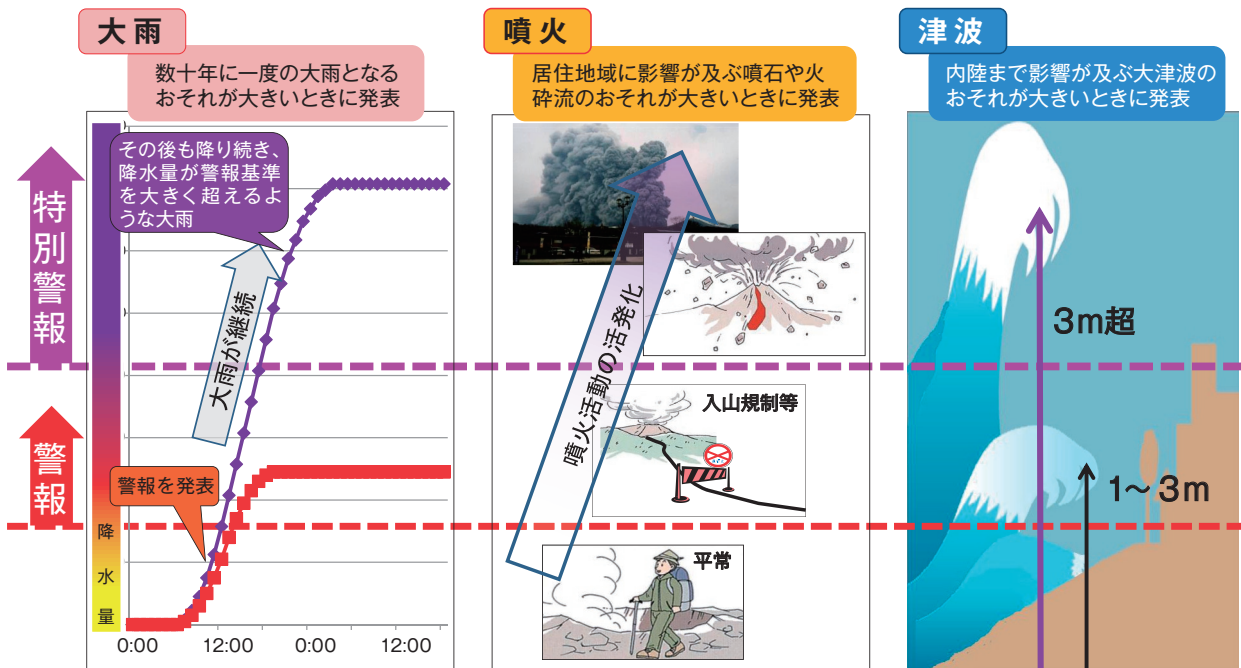
気象庁はこれまで、大雨や津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがあるときに、警報を発表して警戒を呼びかけていました。

これに加え、この警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛けます。

「特別警報」が発表されたら

- ・ 尋常でない大雨や津波等が予想されています。
- ・ 重大な災害が起こる可能性が非常に高まっています。
- ・ ただちに身を守るために最善を尽くしてください。

「特別警報」イメージ



特別警報の詳細は、気象庁ホームページでご確認ください。

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/index.html>

お問い合わせ先 気象庁静岡地方气象台防災業務課 電話番号054-286-3521